

名古屋市交通局管理規程第5号

名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第26条の2中「地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定により」を「前項に規定する」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
- (2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (3) 契約の相手方の選定基準
- (4) 契約の申込みの方法
- (5) その他必要と認められる事項

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。